

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における

技術提案説明書

〔中之島周辺の検証等業務委託－2〕

「中之島周辺の検証等業務委託－2」に関する技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

中之島周辺の検証等業務委託－2

2) 業務目的

当地区は、中之島東部エリアに位置し、周辺には鉄道駅が複数存在するとともに、市役所、大阪府立図書館、中央公会堂、東洋陶磁美術館などの公共施設が立地する文化集客エリアであり、多数の方々に利用されている。

このエリアでは、令和3年5月に東西道路(中央公会堂前から堺筋区間)の歩行者空間整備が完了するとともに、令和5年度には中央公会堂前道路についても整備が完了し、中之島公園が一体的な空間となり、多様な利用者が活用できる空間となっている。

今後は、歩行者空間化の整備により、多世代の来訪者の増加が見込まれるとともに、イベント件数も大幅に増加し、歩行者空間化エリアにおける利用の多様化に対応していく必要がある。しかしながら、現在イベントを実施する場合には、法令、要綱、許可条件等が公園利用時のルールがあるが、当地区にふさわしい風格ある空間形成を維持するためには、現行のルールに加えて、誘導すべき事項をガイドラインという形で示し、試行的に運用しながら、今後の利活用の在り方を検討していく必要がある。

そのため、沿道地権者・地元町会が参画した(仮称)沿道連絡会において、利活用の仕組み等を検討し、令和5年度には中之島公園(梅檀木橋から難波橋)の利活用を適正化するための利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer1を作成することとしている。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

1. 大阪・関西万博の開催期間中も含めて、多種多様なイベントの利用実態を把握しながら、イベント状況調査、利用状況調査、関係先ヒアリング、沿道調整等を行いながら、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2として更新を行い、イベント実施時のルール・誘導に活用し、将来的には歩行者空間化整備による一体的なエリアの持続可能な運営・維持管理体制を検討する。
2. 道路整備については、中央公会堂前の道路の在り方について方向性を整理していく必要があり、交通量調査、回遊等のデータ解析、関係機関協議を行いながら、更なる人中心の道路空間の実現方策を検討する。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式－9のとおりとする。

1. 令和5年度に中央公会堂前広場周辺の歩行者空間化エリア全体と車道を供用開始しました。

新たに生まれた一体的な空間において、大阪・関西万博の開催期間中も含めた多種多様なイベント利用時及び日常時にぎわい創出等を両立させ、当地区周辺の高質な空間を維持していくための適切な誘導方策を具体的に検討していく必要があります。

そのうえで、イベント利用時の課題を抽出するための調査方法、検討プロセス、課題解決の手法を提案してください。

2. 中央公会堂周辺においては、中央公会堂前の北向き一方通行道路を除いては、公園として利用されており、公園の一体的空間を創出するために、中央公会堂前ボラードの在り方やなにわっ子ホリデーによる既存の交通規制などをふまえ、さらなる歩行者空間化の在り方及びその実現方策を検討していく必要があります。

そのうえで、実現していくための課題抽出し、検討プロセス、課題解決の手法を提案してください。

5)業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ~ 令和8年3月31日

6)成果品

成果品は次のとおりとする。

- ①報告書(A4版金文字黒表紙) 2 部
- ②電子データ 2 部

7)その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。(大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件)

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(単体企業に関する条件)

- 1)入札参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

- ①建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥業務実施上の条件として、平成25年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請実績(※)を有していること。なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 公共空間(公園)における利活用の検討業務
2. パブリック空間の再編(道路再構築など)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など)

(共同企業体の構成員に関する条件)

- ① 共同企業体により参加する場合は、代表者が、建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和 5・6・7 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届(様式-6 の 1)および業務委託特別共同企業体協定書(様式-6 の 2)の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。
- ⑦ 業務実施上の条件として、平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務 1、2」の両方について、元請実績(※)を有していること。なお、1 つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2 つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。
※共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 公共空間(公園)における利活用の検討業務
 2. パブリック空間の再編(道路再構築など)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など)
- ⑧ 共同企業体の構成員(代表者含む)に関する条件は以下の通りとする。
- ・共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
 - ・各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ・単体企業での参加申込と共同企業体(代表者含む)を重複することはできない。

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

<管理技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれかに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識

及び技術を有する者と認定した者。)

エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」)の資格を有し、登録を受けている者。

②配置予定技術者の業務実績

<管理技術者>

業務実施上の条件として、平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について元請実績(※)を有していること。なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 公共空間(公園)における利活用の検討業務
2. パブリック空間の再編(道路再構築など)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など)

<照査技術者>

業務実施上の条件として、平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について元請実績(※)を有していること。なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 公共空間(公園)における利活用の検討業務
2. パブリック空間の再編(道路再構築など)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など)

<担当技術者1>

業務実施上の条件として、平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務」について元請実績(※)を有していること。

※共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 公共空間(公園)における利活用の検討業務

<担当技術者2>

業務実施上の条件として、平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務」について元請実績(※)を有していること。

※共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

2. パブリック空間の再編(道路再構築など)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など)

③配置予定技術者の手持ち業務量

令和6年4月1日時点での手持ち業務量(本業務は、令和 6・7 年度の業務実施を想定しており、令和

5年度中に完成または完成見込みの業務は手持ち業務に含めないものとする。）

<管理技術者、照査技術者、担当技術者1、担当技術者2>

全ての手持ち業務(管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が 10 件未満である者。

4. 参加表明

1) 提出書類

希望の者は、掲示の日から令和 6 年2月2日(金)17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)まで①～⑤、⑧を 1 部持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も 1 部提出すること。

①参加表明書(様式-1)

②企業の過去10年間の規定業務に関する実績書(様式-2)

③業務実施体制書(様式-3)

④予定技術者経歴書(様式-4)

⑤予定技術者の過去10年間の規定業務実績書(様式-5)

⑥業務委託特別共同企業体結成届(様式-6の1)

⑦業務委託特別共同企業体協定書(様式-6の2)

⑧企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式-1~6(A4判)に示されるとおりとする。なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受託した3. 1)に規定する業務の実績について 1 件以上記載する。 ・記載する業務は平成 25 年度以降に完了した元請による業務とする。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載様式は様式-2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各配置技術者の兼任は認めないものとする。 ・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は、実施する分担業務に応じて 2 名以上の担当技術者を配置すること。 ③ 代表者が管理技術者を配置すること。

	<p>④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式-3とする。 <p>※業務の主たる部分とは、 本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。(以下同様)</p>
<p>予定技術者の経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・規定業務の実績を1件以上記載する。なお、平成25年度以降に完了した元請による業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式-4とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
<p>予定技術者の過去10年間の規定業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について1件毎記載する。 ・記載する業務は、平成25年度以降に完了した元請による業務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式-5とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

③ 提出期限

令和6年2月2日(金)17時30分

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス:la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和 6 年 1 月 26 日(金)17時30分(必着)

②質問に対する回答は、令和 6 年 1 月 31 日(水)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和 6 年 2 月上旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日(休日を含めない)以内に、書面(様式自由、A4判とする)にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参とし、書面もしくは電子メールにて回答を行うものとする。

①提出先 4.4)に同じ

②受付時間 9時~17時30分(ただし、12時15分~13時は除く)

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

なお、提案内容については、本業務で実現可能なものに限ることとする。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式-7~10(A4判)とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書(様式-7を除く)に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式-8とする。(A4判片面1枚)

特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式－9とし、テーマ毎にA4判片面4枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式－10とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

4)業務規模

業務規模の上限を 6,200 万円(消費税込み)とする。

5)作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6)技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7)既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の過年度の関連資料を閲覧することができる。

(過年度業務委託内容)

- ・平成 30 年度御堂筋・船場地区設計等業務委託
- ・令和元年度中之島通周辺設計等業務委託
- ・令和元年度中之島通の歩行者空間整備に伴う道路交通環境改善検討業務委託
- ・令和 2 年度中之島通歩行者空間化に伴う交通影響検証等業務委託
- ・令和 2 年度中之島通の歩行者空間整備に伴う交通量等調査業務委託
- ・中之島周辺の検証等業務委託

①閲覧場所:

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部企画課(道路空間再編担当) 電話(06)6615-6786

②閲覧期間:技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時～17時30分(ただし、12時15分～13時は除く)

8)技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

①提出方法 :2部を持参

②提出先 :4.4)に同じ

③提出期限 :令和 6 年 2 月 29日(木)17時30分 必着

9)技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式－7～

10を併せて審査を行う。

10)ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

①ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。

②ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11)技術提案書に関する質問の受付および回答

①質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス:la0083@city.osaka.lg.jpで、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和6年2月15日(木)17時30分(必着)

②質問に対する回答は、令和6年2月20日(火)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する可能性がある。

12)技術提案書の特定について

①提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点(実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計)の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。

②技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和6年3月下旬に参加者に通知する。

③技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

13)非特定理由に関する事項

①提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。

②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面もしくは、電子メールにて回答するものとする。

④非特定理由の説明書請求の提出先及び受付時間は以下のとおりである。

I. 提出先:4.4)の提出場所と同じ

II. 受付日時:9時~17時30分(ただし、12時15分~13時は除く)

6. その他の留意事項

- 1)参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2)参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3)参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4)参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。
- 5)提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6)提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7)技術提案書提出後において、原則として技術提案書(参加表明時の提出書類での記載を含む)に記載された内容の変更を認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8)提出資料について、不鮮明である場合は、鮮明な電子データ(PDF等)の提供を求める場合がある。
- 9)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 10)技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員と、直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- 11)技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 12) 本件の契約締結は、予算の発効以降とする。
- 13)契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 14)参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中に配置技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - a)当該配置技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b)当該配置技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c)手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定配置技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

資格審査基準

（中之島周辺の検証等業務委託-2）

【別紙A】

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門 登録部門 本市入札参加資格の登録分野	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（なお、共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする）
	技術力	成果性の 過去10年間の業務実績の内容	平成25年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について元請実績（※）を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 公共空間（公園）における利活用の検討業務 2. パブリック空間の再編（道路再構築など）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容 次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。） エ. RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。
		専門技術力	過去10年間の業務実績の内容 平成25年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について元請実績（※）を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 公共空間（公園）における利活用の検討業務 2. パブリック空間の再編（道路再構築など）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
		専任性	手持ち業務の金額及び件数 全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。
	照査技術者	専門技術力	過去10年間の業務実績の内容 平成25年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）元請実績（※）を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 公共空間（公園）における利活用の検討業務 2. パブリック空間の再編（道路再構築など）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
		担当技術者1	専門技術力 過去10年間の業務実績の内容 平成25年度以降に、次に示す「規定業務」について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）元請実績（※）を有していること。 【規定業務】 1. 公共空間（公園）における利活用の検討業務
	担当技術者2	専任性	手持ち業務の金額及び件数 全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円以上または件数が10件以上である場合は選定しない。
		専門技術力	過去10年間の業務実績の内容 平成25年度以降に、次に示す「規定業務」について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）元請実績（※）を有していること。 【規定業務】 2. パブリック空間の再編（道路再構築など）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）

業務実施体制	その他留意事項	担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを規定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。
	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る

(1) 評価要領および評価表

【別紙B】

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
 評価は①～⑮の各項目毎に、A、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5／5点
 A' の場合は、配点×4／5点

B の場合は、配点×3／5点
 B' の場合は、配点×2／5点

C の場合は0点

テ 1 特 マ 定 1	内容	令和5年度に中央公会堂前広場周辺の歩行者空間化エリア全体と車道を供用開始しました。 新たに生まれた一体的な空間において、大阪・関西万博の開催期間中も含めた多種多様なイベント利用時及び日常時にぎわい創出等を両立させ、当地区周辺の高質な空間を維持していくための適切な誘導方を具体的に検討していく必要があります。 そのうえで、イベント利用時の課題を抽出するための調査方法、検討プロセス、課題解決の手法を提案してください。
テ 1 特 マ 定 2	内容	中央公会堂周辺においては、中央公会堂前の北向き一方通行道路を除いては、公園として利用されており、公園の一体的空間を創出するために、中央公会堂前ポラードの在り方やなにわっ子ホリデーによる既存の交通規制などをふまえ、さらなる歩行者空間化の在り方及びその実現方策を検討していく必要があります。 そのうえで、実現していくための課題抽出し、検討プロセス、課題解決の手法を提案してください。

(評価シート及び評価例)

評価項目	評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考	
		項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別		
配置 予定 技術 者の 経 験 及 び 能 力	管理 技術 者	過去10年間の規定業務の実績	6	3	A	3×5/5	3.00	4.80	13.20	①	
		専任性（他業務との兼任状況）		3	B	3×3/5				1.80	②
	照査 技術 者	過去10年間の規定業務の実績	3	3	A	3×5/5	3.00	3.00		③	
	担当 技術 者1	専任性（他業務との兼任状況）	3	3	A	3×5/5	3.00	3.00		④	
	担当 技術 者2	専任性（他業務との兼任状況）	3	3	A'	3×4/5	2.40	2.40		⑤	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	A	5×5/5	5.00	5.00	18.00	⑥	
	実施 手順	実施手順の妥当性		10	5	B	5×3/5	3.00		8.00	⑦
		業務量把握の妥当性			5	A	5×5/5	5.00			⑧
	その他	重要事項の指摘		5	5	A	5×5/5	5.00		5.00	⑨
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ 1	的確性	65	35	10	A	10×5/5	10.00	32.00	⑩	
		実現性			15	C	15×0/5	0.00		16.00	⑪
		独創性			10	B	10×3/5	6.00		⑫	
	特定 テーマ 2	的確性		30	10	A	10×5/5	10.00		16.00	⑬
		実現性			10	C	10×0/5	0.00			⑭
		独創性			10	B	10×3/5	6.00			⑮
合計（100点満点）				100.00				63.20			

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		A	A'	B	B'	C	備考	
管理技術者	専門技術力	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	①	
	専任性	他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が1億円未満かつ件数が2件未満	手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が4件未満	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が6件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	②
照査技術者	専門技術力	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	③	
担当技術者1	専任性	他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が1億円未満かつ件数が2件未満	手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が4件未満	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が6件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	④
担当技術者2	専任性	他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が1億円未満かつ件数が2件未満	手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が4件未満	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が6件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	⑤

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施 工程針 表・実 施のフ ローム ・	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている	—	目的、条件、内容の理解が十分である	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	⑥
	業務実施 手順 (フロー・工程 表)	実施手順の妥当性	現状理解が十分され、業務の実施手順が妥当であり、非常にも実効性のある工程である	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	業務の実施手順が妥当である。	—	業務の実施手順が不十分である	⑦
		業務量の把握、 人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	業務量の把握、人員配置が妥当である	—	業務量の把握、人員配置が、不十分である。	⑧
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない	⑨
特定 テーマ1 に対する 技術 提案	的確性	調査項目が適切か	調査目的を正しく理解し、目的に応じ、適切に調査手法が提案されている	調査目的を理解し、調査項目が示されている	調査項目が示されているが、調査内容の提案としては不十分である	—	調査項目が適切ではなく、提案としては不十分である	⑩
	実現性	説得力があるか	検討プロセスとスケジュールが論理的に示されており、具体的な提案である	検討プロセスとスケジュールが論理的に示されている	検討プロセスが論理的に示されている	—	内容に論理性を欠くなど、提案としては不十分である	⑪
	独創性	検討プロセスに 独創的な工夫があるか	課題解決に寄与する工夫された提案が3つ以上ある	課題解決に寄与する工夫された提案が2つ以上ある	課題解決に寄与する工夫された提案が1つある	—	一般的な検討であり、工夫が見られない	⑫
特定 テーマ2 に対する 技術 提案	的確性	課題把握が十分か	課題を深く分析しており、理解が特に優れている	—	課題が示されており、理解が十分である	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として不十分である	⑬
	実現性	説得力があるか	検討プロセスとスケジュールが論理的に示されており、具体的な提案である	検討プロセスとスケジュールが論理的に示されている	検討プロセスが論理的に示されている	—	内容に論理性を欠くなど、提案としては不十分である	⑭
	独創性	検討プロセスに 独創的な工夫があるか	課題解決に寄与する工夫された提案が3つ以上ある	課題解決に寄与する工夫された提案が2つ以上ある	課題解決に寄与する工夫された提案が1つある	—	一般的な検討であり、工夫が見られない	⑮

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書(様式-1)	○	
2	企業の過去10年間の規定業務に関する実績書(様式-2)	○	
3	業務実施体制書(様式-3)	○	
4	予定技術者経歴書(様式-4)	○	
5	予定技術者の過去10年間の規定業務実績書(様式-5)	○	
6-1	設計業務特別共同企業体結成届(様式-6の1)		
6-2	設計業務特別共同企業体協定書(様式-6の2)		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書(鏡)(様式-7)	○	
2	業務実施計画書(様式-8)	○	
3	特定テーマに対する技術提案書(様式-9)	○	
4	その他(様式-10)		
5	見積書	○	